平成２２年（フ）第４１２号
愛知県一宮市桜２丁目10番27号
債務者　丹羽　　巧
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７７８号
千葉県船橋市東船橋３丁目36番３号、前住所埼玉県所沢市大字荒幡672番地タカーラ・ハーヴェスト102
債務者　目黒　　寛
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７９号
千葉県船橋市東船橋３丁目36番３号、前住所埼玉県所沢市大字荒幡672番地タカーラ・ハーヴェスト102
債務者　目黒　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６２号
新潟市秋葉区下興野町18番24号　アネックスリバティ105号
債務者　大原　　衛
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１２０号
山形県鶴岡市錦町12番１号
債務者　有限会社長谷川商店
代表者代表取締役　長谷川鉄雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１８号
富山市赤田415番地１
債務者　田中アイリンこと　ＤＥ　ＶＥＲＡ　ＡＩＬＥＮＥ　ＢＡＬＢＵＥＮＡ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２６号
函館市桔梗４丁目34番22―302号
債務者　村上　美枝
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２７号
函館市西桔梗町732番地31
債務者　木元彌榮子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内58番地１
債務者　村上　真澄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４０号
函館市柏木町７番８号
債務者　森川　　努（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
岩手県久慈市門前第１地割85番地３
債務者　畑中スイ子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第７５号
岩手県久慈市門前第２地割７番地９
債務者　小松山英文
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１２４号
三重県伊勢市御薗町小林945番地２
債務者　藤木　和子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１４４１号
さいたま市西区三橋６丁目1261番地２
債務者　直井　利昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４２号
さいたま市西区三橋６丁目1261番地２
債務者　直井　正昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４３号
さいたま市西区三橋６丁目1261番地２
債務者　直井　　忠
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１９号
埼玉県川口市大字前野宿149番地の114
債務者　原田　奈央
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係